

北はりまエコニュース

ハリーン通信

Vol.3

兵庫県北播磨県民局県民生活部環境課



やしろショッピングセンターB10で「ごみゼロ北播磨！」をPRするハリーン

「北はりまECO-NEWS」は、「ハリーン通信」に改題しました

「北はりまECO-NEWS」は平成17年3月に創刊し、これまで環境保全、自然保護、環境学習等を中心にご紹介してきましたが、このたび新たに地域の環境破壊の元凶である「不法投棄」「ゴミ問題」についてもクローズアップし、紙面に盛り込むことにいたしました。

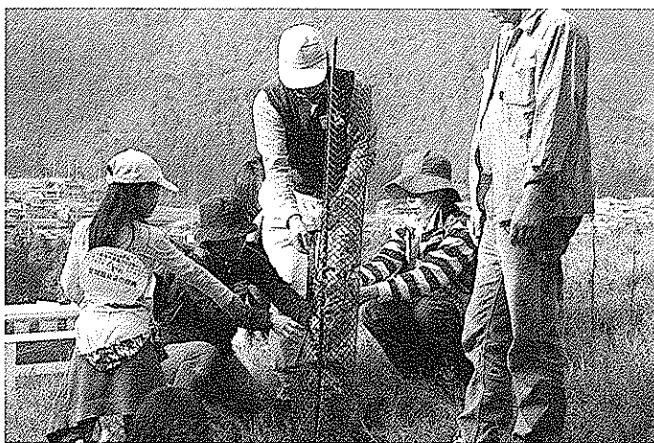
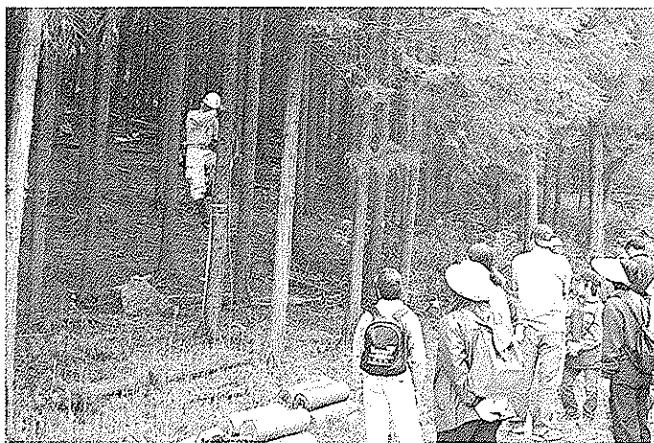
特に北播磨県民局では、平成17年度から「不法投棄を許さない地域づくり推進事業」を実施し、不法投棄に対する最善の策は未然防止であるとして、「不法投棄未然防止モデル地区」制度や、「不法投棄未然防止協力事業所」制度など、不法投棄未然防止に意識の高い自治会や産廃処理業許可業者に対して、看板やブルゾン、車両用のマグネットシートの配布などを行い、不法投棄の未然防止の活動の裾野を広げています。

そこで、「北はりまECO-NEWS」も内容の刷新に併せて、「ごみゼロ北播磨！」マスコットの「ハリーン」の名前を借り、北はりまエコニュース「ハリーン通信」と改題することとしました。

印刷は原則としてカラー印刷から白黒印刷に移行する予定ですが、発行部数を大幅に増やし、発行回数も増やす予定ですので、どうか引き続きご愛顧頂きましたら幸いです。

また、引き続き皆様からのご意見や寄稿を広く受け付けておりますので、自然保護活動に関すること、不法投棄に関すること、どのようなことでも結構ですのでお声を寄せて頂けましたら幸いです。

里山・森の保全体験学習会を開催！



平成18年11月3日(金・祝)、間伐体験や植樹など、里山や森にふれあう体験学習会を、多可町加美区の北はりま森林組合と多可町町有林で開催しました。当日は北播磨からはもちろん、遠くは神戸市やたつの市から総勢50名の方の参加を頂き、北はりま森林組合の全面的なご協力のもとで体験学習に臨みました。

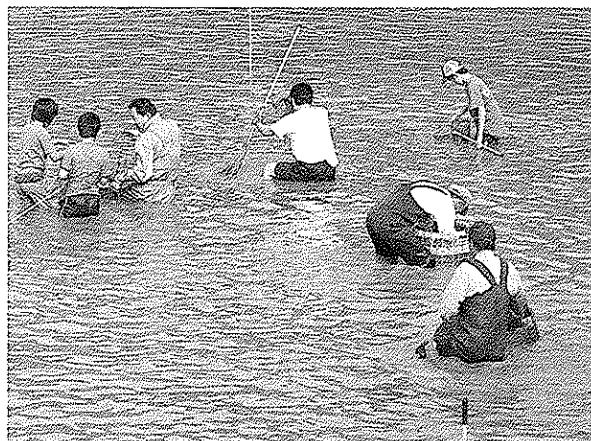
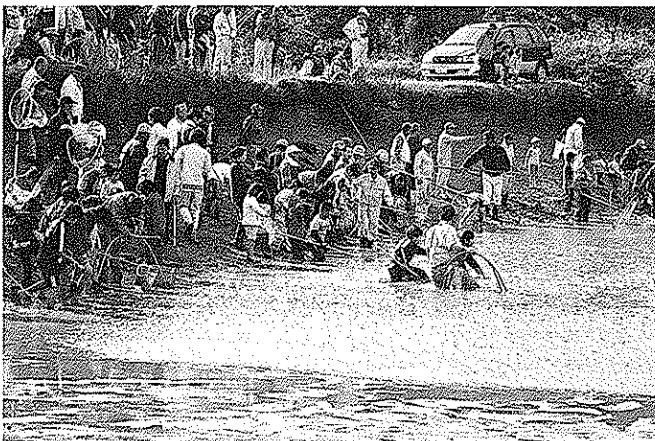
まず最初にビデオにて森林の持つ機能、間伐の必要性などについて学んだ後、いよいよ里山へ。杉の木に登っての枝打ち作業の様子を見学した後は、チェーンソーで全員が丸太切りを体験。慣れない手つきでおそるおそる操作する人がほとんどでしたが、森林組合の方々のフォローで上手に切ることができました。

続いてのお昼ご飯も完全アウトドア。全員でカレーを作りました。ご飯も飯ごうで炊き、薪(まき)をバタバタと団扇で仰いでかまどの火をおこしました。ガスも電気もない中で自然の火を利用してのカレー作り。どのグループもとても美味しいカレーを作りあげ、みんなで美味しく頂きました。

午後からは森林組合のチップ工場を見学。森林組合では間伐材を有効に使うため木材をチップに加工し、チップボイラーで加熱した水を温水プールに使っていきます。

最後に苗木が大樹になることを祈りながら記念の植樹を行いました。樹々にふれあい、自然の大切さを学んだ1日でした。

大盛況！ため池ふれあいイベント



平成18年11月12日(日)、加西市野条町の「上深池」で、地元の野条町、播磨ため池自然再生クラブ、加西市と共に「ため池ふれあいイベント」を開催しました。昔は水を使わない冬の間、池の水を抜いて乾かしたり、泥を取りたりする「池干し」が行われていましたが、最近は農業の変化や地域の事情により、あまり池干しは行われていません。しかし、池干しは水辺の自然環境を守り、池の生態系を守るためにとても大切な作業なのです。

この上深池でも、池干しが行われたのは約10年ぶりのこと。池から水を抜き始めると、次第に浅くなったりの池の中で、コイやフナ、ソウギョ、ブルーギル、オオクチバス、ドブガイ、シジミなど多くの魚貝類が姿を見せ、みんなで泥んこになりながらじゃこ(雑魚)とりに夢中になりました。

1mもあるようなソウギョを捕まえたり、大物の魚もいっぱい見つかりました。秋の肌寒い1日でしたが、参加者には豚汁がふるまわれ、じゃことりの後は、兵庫・水辺ネットワーク幹事の市川憲平先生の講演、ひょうご環境創造協会による魚の説明もあり、参加者は熱心に耳を傾けていました。

加西市周辺のため池群は、大変貴重なベッコウトンボが生息するなど、全国的にみても非常に貴重で価値の高い自然が形成されています。これらの水辺の貴重な自然を後世に伝えるために、ため池の自然環境を守っていくことがとても大切です。

日韓青少年交流プログラム活動に参加！

兵庫県立播磨農業高等学校 稲作研究班 上月 拓也

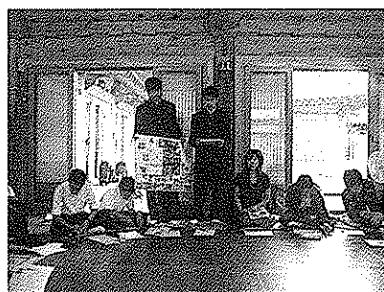
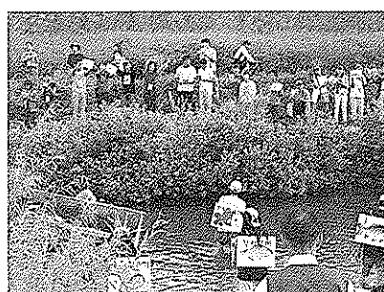
平成17年度に、第2回日韓合同陸水シンポジウムで播磨農業高等学校が田園の動植物を保全する活動を「田園空間ネットワーク！」として発表し、優秀賞を獲得しました。その成果として、私と生物部陪長の小林史和君の2名が平成18年9月7日(木)～9日(土)の2泊3日で、大阪教育大学教授の小林正雄先生を団長として韓国で開催された全国「川の日」大会へ招待されました。その内容を紹介します。他には大阪府立高津高校3名、奈良県の奈良学園中学校3名の計8名が参加しました。

○9月7日(木)

関西国際空港から飛行機で2時間ほどで韓国仁川国際空港へ、その後、全州へ移動しました。途中に都会の中の自然公園で休憩を兼ねて昼ご飯のお弁当を食べたり周辺の散策を行いました。そこには野鳥やトンボ、アカタテハなどか観察できました。

その後、すぐに韓国のイリ女子校生たちと合流して全州へと向かいました。その後宿舎で少し休んでから交歓会会場のホテルへ移動しました。そこでは「川の日」で発表する日本の方々と合流しました。そこでは、夕食をとりながら各国のみなさんと交流を行いました。

宿泊は、韓国昔の面影を残した全州韓屋生活体験館で休みました。



○9月8日(金)

この3日間で、今日がメインの一日です。

午前中は、「萬頃江（マンギョン川）」の観察を行いました。マンギョン川はとても大きく、曲がりくねっていました。川沿いには草が生い茂っており、木を植えてありました。案内をして下さった、金先生は「ここには、たくさんの虫が住める空間を作っている」と説明していただきました。

場所を少し移して上流へと行きました。そこには、田園の風景が広がっており、見渡しの良いところに韓国特有の休息所みたいな建物がありました。金先生は「この環境を守るために、一部流域では完全に農業をできなくなる」と説明。これは、日本と韓国との農業に対する意識の完全なる相違点といえるでしょう。ここには日本と同じようにブラックバスなどの外来生物がたくさんいるとの説明がありました。

昼からは韓国の料理「チゲ」を味わった後に、自転車に飛び乗りサイクリングをしながら川の観察を行いました。少し下った所には本流から人工的に作られた川があり、そこでは、日本の田園と変わらない動植物を観察できました。

夜には、全州川文化行事参加し、日韓の青少年「韓国の川の日大会」での宣言文を作成し読み上げました。

○9月9日(土)

全州韓屋生活体験館の講堂で参加者の発表を行い、仁川国際空港へ向かいました。

私が、この3日で感じたことは「韓国と日本の政策」の違いに驚きました。まさか、きっぱりと農業を否定されるとは思っていなかったからです。そして韓国では自然に恵まれている所と、開発するところの区別をはっきりさせていました。このことは日本の農業や環境を見直す参考になりました。

最後に、この機会を与えていただいた三重大学の朴先生、大阪教育大の小林先生、韓国の金先生に感謝申し上げます。

日韓青少年環境宣言文

すべての生き物は自然の中から命を得て、そして自然はすべての生き物に美しさと生命の源をあたえています。しかし、今日、自然は傷んでいます。人間の無計画な開発と生命の尊厳を守らないことによる異常気象や生態破壊、生物種の減少など深刻な状況におかれています。

私たちは自然の重要性を意識し自然に対する価値を新たにし、自然から与えられた命を重視し、人間と自然との共存のため、努力しなければなりません。自然を保全するために具体的な実践計画をつくり、自然の生命力が復元できるよう、協力しなければなりません。自然は人間と共に生きて、成長し、変化する生命の空間であることを再確認し、山、川、大地、海のすべてが共存できるように努力しなければなりません。

日韓の私たちは自然と生き物との良好な環境をつくるため、次のように宣言します。

- 1 自然と共に生きる人間の間の理解の差を解消するためパートナーシップを通じて知恵を絞り、自然を生成します。
- 2 無計画な開発により破壊されていく自然を保全し、人間と自然の調和を保つ計画を提案し、実現できるよう努力します。
- 3 自然を自然らしくするための最大限の努力をし、このような取り組みは未来世代に対する我々の責務であることを認識します。
- 4 日韓両国の青少年たちは相互が協力し連携をはかります。

人間と自然は一体である、自然の死は人間の滅亡であることを再認識する必要があります。自然を守るために、私たち日韓の青少年は互いの意思と知恵をしぼり、今を生きる私たちだけでなく、未来世代においても自然と共生し、幸せな生活が出来、クリーンライフ（青い生命）が溢れ出す時まで一緒に努力するように宣言します。

2006年9月8日 日韓青少年環境交流会参加者一同

播磨ため池自然再生クラブ誕生！

兵庫県立播磨農業高等学校 平成18年度 生物部部長 小林 史和



写真コンテスト
播磨農業高校
松尾 真奈美さん

☆誕生まで

- 播磨のため池群には、全国的に見ても大変貴重な動植物が生息しています。
ため池は、農業の灌漑用として田畠を潤してきました。しかし、農業とため池・水路の関係は近年大きく変わり、そこに見られた動植物についても、生態系自体が変化してきています。
- 播磨ため池群保全・再生活動実施計画検討会
平成16年度から兵庫県では、私たちの財産であるため池群の環境を考える検討会を立ち上げて、保全再生活動の基本的な計画を検討しました。
- 平成17年11月20日「播磨ため池自然再生クラブ」誕生
地域のみなさん、地域活動・研究団体、地元の小・中・高等学校、学識者、行政機関などが集まりクラブが発足しました。活動は持続的なものとして、ため池を活用した自然再生活動を主体に、イベント、学習会も実施しています。

☆活動内容

播磨のため池群には、ベッコウトンボやミズトラノオなどの希少な動植物がみられます。しかし、ベッコウトンボについては現在、加西市や加東市、小野市などの少数の池に見られるだけになっています。この全国的に見ても貴重なトンボを、保全再生のシンボルとして掲げて保護活動を行っています。

・自然再生チーム(池干し・火入れ・ハスの刈り)

前には、灌漑用のため池は、その植生を遷移させないために、何年かに1回、池干しを行っていました。しかし、今ではほとんど行われなくなり、植生の遷移や泥の堆積が進んだところが見られます。そのため池を冬期に水を抜いて池干し、火入れを行います。

また、ハスが繁茂している池では、植生の単純化が進んでいます。ハス刈りを行うことで、ベッコウトンボなどが生息できる環境づくりを行います。

・学習・啓発チーム(じゃことり・観察会)

昔は、秋の刈り取りが終わり、池干しを行う池では、集落縦出でじゃことりが行われていました。しかし、今はその風景が見られなくなりました。

私たち播磨農業高校の生物部は、平成16年の検討会から参加しています。私たちは農業を学ぶ高校生として、稻作とため池の関係を考えたり、田園空間の生物多様性を取りもどす活動を行っています。

また、啓発活動として、ため池の貴重な動植物を地域のみなさんに知ってもらう観察会も行っています。じゃことりやこの観察会は、親子やおじいちゃんおばあちゃんとお孫さんが一緒にになって参加して頂いています。このことは農業とため池の関係を理解して頂くとともに、ため池を含めた新しい田園空間の役割を目指すものです。

☆ベッコウトンボの保護・増殖

シンボルのベッコウトンボが激減しています。環境省の許可を頂いて、今春から人工増殖を開始しています。増殖に成功しいる静岡県の桶ヶ谷沼を視察し、実際に増殖に携わっている磐田南高校と情報交換を行いながら学校内にコンテナを設置し、準備を行っています。しかし、昨年は雌の捕獲が出来ませんでした。今年も人工増殖のプロジェクトを行いますので応援してください。

☆播磨農高の役割

昨年、豊岡ではコウノトリの放鳥が行われました。その背景にはコウノトリが給餌できる田園環境の整備が必要でした。この活動は「コウノトリを育む農法」として地域で受け入れられ、そこで生産された農産物は、地元の豊岡だけではなく広く支持されています。私たちの学校でも有機農法を実践し、「田んぼの学校」などを通じて田園空間の動植物の観察会を実施しています。また、学校で生産されたお米は大阪の百貨店で販売したり、お酒として地元で醸造販売しています。今まで農業と環境保全は相反するものでしたが、播磨農高では「ベッコウトンボを育む農法」

「ため池の動植物を育む農法」として農産物を生産し、加工・販売していきたいと考えています。その一つとして、平成18年度産の酒好適米「山田錦」を醸造した純米酒「玉丘のしづく」のラベルにベッコウトンボを入れました。このように農業と環境保全、そして農産物の循環を地域内で行う活動を地域に広げて行きたいと思います。

☆まとめ

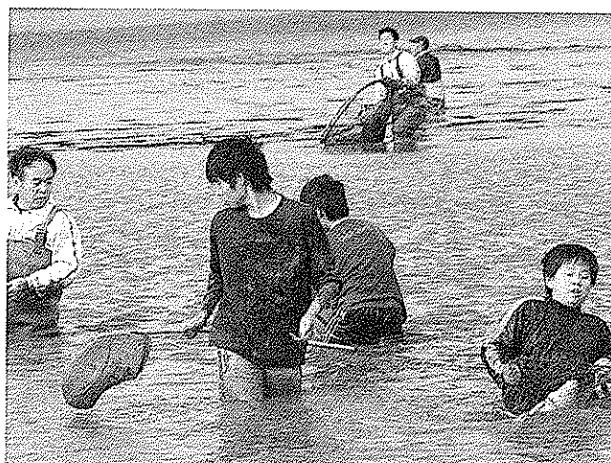
播磨ため池自然再生クラブの活動は、環境保全や学習、そして新しい田園空間の創造です。そしてその活動を通じて「地域づくり」が出来たらとと思います。みなさんのご支援をお願いします。

「播磨ため池自然再生クラブ」

問い合わせ

- ・神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県自然環境課 野生生物係
TEL (078) 362-9084 (FAX3069)

- ・神戸市須磨区行平町3丁目1-31
(財) ひょうご環境創造協会 環境共生課
TEL (078) 735-2291 (FAX2292)



ジャコ捕り



トンボ観察会

幻のベッコウトンボ復活!!

人県内初の
人工初育の
採卵、ふ化、幼虫を世話

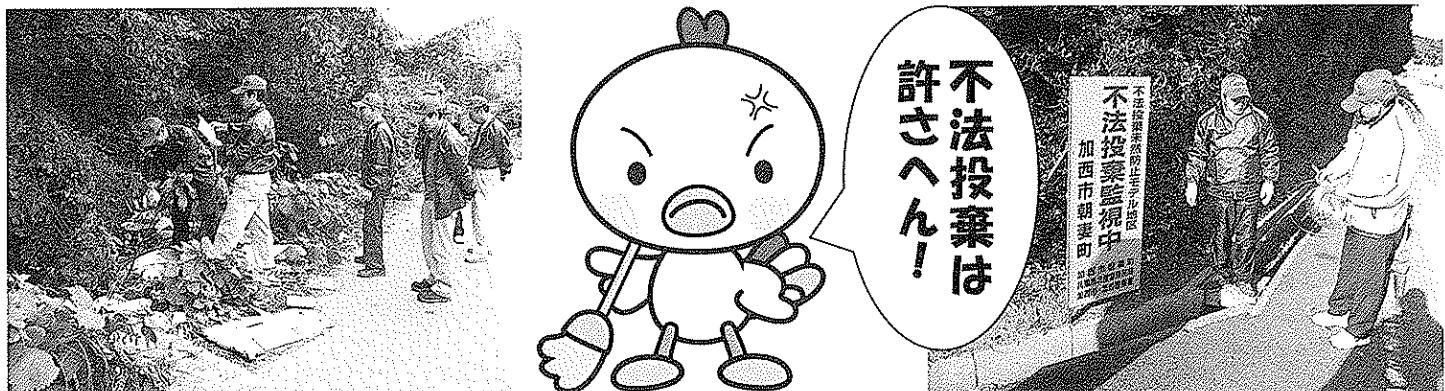
自然保護に力を貸す
県と播磨農高

北播磨県民局は「不法投棄を許さない地域づくり推進事業」を推進します

「不法投棄を許さない地域づくり推進事業」とは、一度不法投棄をされると犯人の検挙や撤去指導が困難を極めることが多く、撤去が進まないことが多い現状をふまえ、多発する産業廃棄物の不法投棄への最良の取り組みは未然防止策であるとして北播磨県民局独自で取り組んでいる事業です。

特に地域の住民の方々が主体的に不法投棄の未然防止活動に取り組む自治会に対し、看板やマグネットシートなど必要な資機材を支援する「不法投棄未然防止モデル地区支援事業」。また、産廃処理業許可業者を対象に、啓発マグネットシートの車両への貼付などを依頼し、事業者間で不法投棄に対する意識改革を図る「不法投棄未然防止協力事業所支援事業」が中核の事業になっています。

まさに「自分たちの町は自分たちで守る」という自主防犯、自主防災の精神と同様に、「よりよい地域環境の保全は自分たちで守る」の崇高な理念のもと、悪質な不法投棄に対し、地域ぐるみ、業界ぐるみで対処するという気運づくりを高めています。



「不法投棄未然防止協力事業所」がスタート！

北播磨県民局では、管内の産業廃棄物処理業(処分業者、収集運搬業)許可業者のうち、不法投棄未然防止活動への賛同を得た事業者の皆様を、「不法投棄未然防止協力事業所」に指定し、産廃を取り扱う現場において不法投棄未然防止の啓発とPRを行う新たな不法投棄未然防止対策事業を平成19年1月より開始しました。

活動内容は、不法投棄の通報協力をはじめ、啓発マグネットステッカーを営業用のダンプ、トラック、コンテナ車などに貼り付けて頂くこととし、「No! 不法投棄」と「ごみゼロ！」の北播磨を強くアピールしています。

不法投棄については産廃許可業者の皆様の間でも関心は高く、悪質業者が廃棄物の処理費用を不法投棄でペイし、不当なダンピングをするせいで、建物解体工事費用が値崩れを起こしたり、また、産廃を扱ってるというだけで不法投棄をするような悪質業者と同等に見られたりと、多くの産廃処理許可業者の皆様が「悪質業者には非常に迷惑している」とおっしゃっています。

そのため、北播磨に本拠を置く263の許可業者のうち、「不法投棄は許さへん！」と実に98もの事業者の皆様から指定の申込みを受けました。

この事業は北播磨を縦横に走っている事業用車両のマグネットステッカーにより、一般の県民の皆様に広く不法投棄未然防止を訴えることも大きな目的としていますが、産廃を取り扱う現場においてステッカーを目立たせることによって、不法投棄をこころみる悪質業者を強く牽制することを最大の目的としています。

現在98事業所に約1200枚のマグネットステッカーを配布しており、幹線道路を走行していると、マグネットシートを貼りついているダンプやトラックを目にすることが多いです。引き続き協力事業所の皆様にはマグネットステッカーによる啓発にご協力を願いいたします。



協力 東条建設株式会社（加東市）

不法投棄未然防止ネットワーク会議を開催

「不法投棄未然防止モデル地区」の自治会の区長さんや、不法投棄の監視に取り組んでいる方々と、県民局職員、市町職員、警察参加のもと、これまでの活動を踏まえての様々な情報・意見交換を行い、今後の不法投棄未然防止への更なる取り組みについて話し合う「北播磨不法投棄未然防止ネットワーク会議」を開催しました。

会議はそれぞれの地区に分かれて、三木市2月27日(火)、加西市3月6日(火)、加東市3月9日(金)の3回開かれ、モデル地区での取り組み、行政、警察の取り組みなどが発表され、活発な意見交換が行われました。

取り組みの結果としては、多くの地区で大がかりな不法投棄や産業廃棄物の不法投棄は減少しており、町内一斉清掃で集めたゴミが以前よりも減ってきているなど、不法投棄未然防止の取り組みの成果があらわれているとのご意見を頂いた一方、家庭ごみや空き缶のポイ捨ては相変わらず減っていないとのご意見がありました。

また、不法投棄を通報したのに、その後の犯人の捜査や撤去指導が進んでいないとの厳しいご意見も頂きました。

その他にも、看板を増やすこと、指定モデル地区を増やすこと、行政・警察のパトロールの強化、マスコミなどに積極的に働きかけるなどの啓発・PRの強化工夫、子供の頃からの道徳、環境教育の強化など、様々なご意見をご要望を頂きました。

北播磨県民局としても、引き続き不法投棄の撤去指導、パトロールに重点的に取り組むほか、平成19年度も看板や資材などの補充支援、新たな未然防止モデル地区の指定など、未然防止活動への支援を進めていき、さらに来年度以降も不法投棄の未然防止活動を支援する事業を継続できるよう、未然防止活動に係るアイデアやご意見を県民局の方に寄せて頂くようお願いしました。



不法投棄未然防止活動に関するアンケートについて

会議に併せて未然防止活動に関するアンケートを実施しました。主な結果について抜粋して掲載します。

1 不法投棄未然防止モデル地区として、看板立て、ジャンバー・帽子・マグネットシート等を活用したパトロールなど、不法投棄の未然防止活動に取り組まれるようになってから、地区内の不法投棄は減りましたか？

- | | | |
|---------------------|-----|---------|
| イ 減った····· | 30件 | (22.2%) |
| ロ やや減ったような感じである···· | 83件 | (61.0%) |
| ハ 変わらない····· | 20件 | (14.7%) |
| ニ やや増えたような感じである···· | 1件 | (0.7%) |
| ホ 増えた····· | 2件 | (1.4%) |
- 回答合計 136件

※不法投棄の状況についてなど、付け加えることがありましたらご自由にお書きください。

- ・まとめて大量なものはなくなった。でも、家庭ごみ、空き缶などのポイ捨てなどがあちこちにある。
- ・看板立てをしてから、その場所には投棄しなくなったが、場所を変えて捨てるようになった。
- ・未然防止活動は有効である。これからも持続性のある活動でありたい。
- ・高速道路の法面の金網フェンス内、河川付近での不法投棄が目立つ。
- ・こんな所にというような場所に複数回捨てられた。下見に来て捨てていると思われ計画的である。

2 地区のパトロール等、未然防止活動に取り組む中で困ったことなどはありましたか？

- ・屋間パトロールしても不法投棄犯は夜に捨てに来る。夜はなかなかパトロールできない。
- ・不法投棄現場に出くわした時、不法投棄犯はまともでない者が多いのでなかなか注意できない。
- ・家電リサイクル対象の小型家電の投棄が目立ち、草の中などわかりにくい所に捨てているのが多いので困る。
- ・仕事や家の都合などで十分なパトロールをする時間を取りれない。
- ・目に付きにくい場所や山中の道などは、いくらパトロールして撤去してもすぐに捨てに来る。

3 不法投棄を未然に防ぎ、不法投棄を放逐するためには、どのような取り組みが効果があると思われますか？

- ・地域が不法投棄について目を光らせておりという事を外部にPRし続ける事が必要。
- ・罰則の強化、行政、警察によるパトロールの強化。
- ・小・中学生の頃からの充実した環境教育、道徳教育が必要。
- ・草刈り、掃除などきれいな環境を作りて美観を保ち、心理的に不法投棄を抑制する。
- ・不法投棄をすれば報道、逮捕されることをもっとマスコミ等で広く知らしめる必要がある。
- ・集中的に不法投棄が行われている所に、小型の鳥居を作り立てはどうか。
- ・人間のモラルの低下、叱れない大人、たくさんの課題がある。コツコツ皆で取り組みを続ける必要がある。
- ・住民全体が不法投棄に対する意識を高め、自主的にポイ捨てゴミを拾うなど足元の美化活動を行うことが大切。
- ・定期的にクリーンキャンペーンで道路周辺の美化に努めたことは不法投棄の防止に繋がった。

ご存じですか？ゴミの野外焼却は禁止されています！

平成13年4月1日から廃棄物処理法の改正により、一般廃棄物と産業廃棄物の区別なく、また自己物と他人物の関係なく、「焼却禁止の例外」を除き、廃棄物（ゴミ）を野外焼却してはならないと規定されました。ドラム缶での焼却、基準を満たしていない家庭用焼却炉での焼却も野外焼却とみなされます。

「買って来た焼却炉やねんから、使ったらあかんの？」という方もいらっしゃると思いますが、焼却炉には厳しい基準が設けられており（たとえば、燃焼温度800℃以上を維持できる火炎バーナーが必要、炉内温度が分かる温度計が必要など）量販店で販売されていたほとんどの家庭用焼却炉がこれらの基準を満たしていないと思われます。

このようにゴミの野外焼却が禁止されたのは、火災の発生の危険や煙害、悪臭の問題ももちろんですが、800度以上の燃焼を行わないと猛毒のダイオキシンが生成されてしまうことが大きな要因となっています。ダンボール箱のような紙くずやビニールゴミなど、簡単に燃やせるものであっても自分で焼いてしまうことはしないで、必ずお住まいの市役所、町役場の取り決めに従ってゴミステーションにお出し下さい。

野外焼却禁止の例外とは

- ① 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却。（とんど焼きなど）
- ② 農業、林業を営むためにやむをえないものとして行われる焼却。（焼き畑、あぜの草及び下枝の焼却など）
- ③ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの。

（落ち葉たき、たき火、キャンプファイヤーなど）

などがあり、これらについては野外焼却が例外的に認められていますが、これらについても火事に気を付ける、近隣の迷惑にならないように心がける、できるだけゴミの減量化、再利用を考えるのはもちろんことです。

様々な事情や状況があるとは思いますが、焼却以外の適切な処理方法について検討して頂き、生活環境を第一に考えて廃棄物を処理しましょう。詳しくは県民局環境課、市町環境担当課にお尋ね下さい。

なお、廃棄物の野外焼却は、不法投棄と同様に最高で5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金、またはこの併科が科せられます。

野外焼却の五悪

- ・ダイオキシン（超猛毒）等の発生
- ・山火事・住宅火災等の危険
- ・煙・悪臭の発生
- ・近隣住民の方の苦情
- ・厳しい罰則、最悪の場合現行犯逮捕

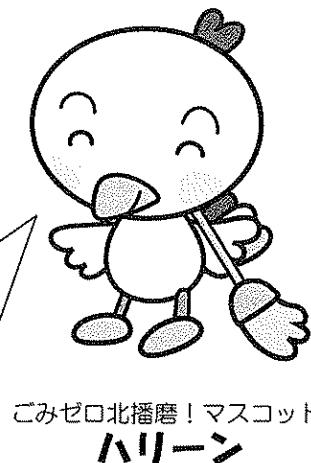
現在は野外焼却は不法投棄と同罪として扱われます。
野外焼却は絶対にしないで下さい。



ダイオキシンは、人間はもちろんすべての生物に蓄積され、また非常に分解されにくい物質のため、母乳や肉魚などを摂取することで私たちの子や孫の代まで残っていきます。ダイオキシンの発生を阻止するため、厳しい野外焼却及び焼却炉の規制について、ご理解を頂きますようお願いします。

猛毒ダイオキシンの永久追放を！

「ハリーン通信」読んでくれてありがとうございます！
「ごみゼロ北播磨！」
「美しい北播磨」をめざして、みんなで頑張りましょう！
ではまたハリーン通信第4号で会おうね！



編集・発行

兵庫県北播磨県民局県民生活部環境課

北播磨地域さわやかな環境づくり行動計画推進委員会

事務局

〒673-1431

兵庫県加東市社字西柿 1075-2

TEL 0795-42-5111(内342) FAX 0795-42-7103

投稿・寄稿・ご意見等はこちらまでお願いします。

※ 電子メールアドレスについては迷惑メール防止のため紙面では公開していません。ご迷惑をおかけしますがお電話にてお問い合わせをお願いします。

北播磨県民局ホームページ http://web.pref.hyogo.jp/area/n_harima/index.html